

議案第 22 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例を廃止する条例制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第29号）
- (2) 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例（平成元年条例第1号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。